

まちづくりお助け隊派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「地域の未来づくり推進事業」における地域の特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）を支援することで、地域の課題を解決することを目的に、まちづくり事業の助言等を行うアドバイザーを、まちづくりお助け隊（以下「お助け隊」という。）として登録し、地区のまちづくり組織等（以下「まちづくり組織等」という。）からの申請に応じ派遣する事業の実施に関し必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 お助け隊は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1)まちづくり事業の助言に関すること。
- (2)まちづくり事業の情報提供に関すること。
- (3)その他、まちづくり事業の促進に関すること。

(登録要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、お助け隊として登録することができる。

- (1)まちづくり事業に関する活動を自ら実践し、その経験や工夫を助言できる者
- (2)ワークショップなどによる市民意見集約手法などや市民活動に関する深い知識と経験を有する者
- (3)その他、まちづくり事業に関係する分野において専門的な知識、経験及び能力を有すると市長が認める者

(登録)

第4条 お助け隊の登録を受けようとする者は、まちづくりお助け隊登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条

第2項から第3項までに該当する者は、まちづくりお助け隊登録書（様式第2号）を提出するものとする。

2 市長は、登録を決定したときは、まちづくりお助け隊登録決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、お助け隊の登録をしない旨の決定をしたときは、その理由を登録申請者に通知するものとする。

4 お助け隊は、随時登録できることとし、有効期間は登録した日から2年を経過した日以降最初の3月31日までとする。なお、更新を希望する場合は、まちづくりお助け隊登録更新申請書（様式第1号の2または様式第2号の2）を提出しなければならない。

5 登録を受けた者は、登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 本事業の要綱の規定に反する行為を行ったとき、又は行うことが明らかであるとき。

(2) 業務に関して不誠実な行為又は政治的若しくは宗教的な活動を行ったとき。

(3) 登録辞退の申し出があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、不相当と認めるとき。

2 市長は、登録の取消しを決定したときは、当該登録者に対して、まちづくりお助け隊登録取消通知書（様式第4号）により通知する。

（派遣の申請）

第6条 お助け隊の派遣を受けようとするまちづくり組織等は、まちづくりお助け隊派遣申請書（様式第5号）を、派遣希望日の概ね1か月前ま

でに提出しなければならない。

- 2 お助け隊の派遣は、1 地区に対し 1 年度につき原則として年 6 回を限度とする。

(派遣の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請を審査し、派遣の決定をしたときは、まちづくりお助け隊派遣決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、あらかじめお助け隊として第 4 条の規定により登録した者の中から、まちづくり組織等が希望するお助け隊に対し、まちづくりお助け隊派遣依頼書（様式第 7 号）により依頼するものとする。

- 3 市長は、お助け隊を派遣しない旨を決定したときは、その理由を申請者に通知するものとする。

(報告)

第 8 条 前条第 1 項によりお助け隊の派遣を受けたまちづくり組織等は、派遣を受けた日から 1 か月以内に、まちづくりお助け隊活動報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(派遣に要する費用)

第 9 条 市長は、予算の範囲内においてお助け隊の派遣に要する費用を、当該お助け隊に支払う。

- 2 派遣に要する費用は、別に定める。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

まちづくりお助け隊派遣事業報償費規程

(報償費の額)

第 1 条 まちづくりお助け隊派遣事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定によるまちづくりお助け隊の報償の額は別表のとおりとする。

別 表

登録要件	報償費
まちづくりお助け隊派遣事業実施要綱第 3 条(1)	5,000 円／回
まちづくりお助け隊派遣事業実施要綱第 3 条(2)	8,000 円／回
まちづくりお助け隊派遣事業実施要綱第 3 条(3)	10,000 円／回

※お助け隊が派遣日までに、事業の実施上必要な打合せ等をまちづくり組織と行う場合は、報償費の半額を出席回数に応じて支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。